

総論

経済連携協定に向けた 規律の策定

1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、経済連携協定/自由貿易協定（EPA/FTA）の数は増加し続けている。WTO への通報件数を見ると、1948年から1994年の間にGATTに通報されたRTA（EPA/FTAや関税同盟等）は124件であったが、1995年のWTO創設以降、400件を超えるRTAが通報されており、2025年1月末日時点でGATT/WTOに通報された発効済RTAは615件に上る¹。また、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を規定した国際投資協定（IIA）²の締結数も世界的に増えている。2025年3月現在、我が国と50か国との間でEPA/FTAが、37の国・地域との間で投資協定が発効している。

EPA/FTAが増加してきた背景として、いくつかの要因が考えられる。関税同盟であるEUという巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTA（北米自由貿易協定）やAFTA（ASEAN自由貿易地域）の成立を促した。また、関税同盟やEPA/FTAの成立は、締約国間の貿易が活発化することによって相対的な貿易障壁が上がり、不利益を受ける非加盟国に対し、それらの関税同盟・EPA/FTA加盟国と関税同盟・EPA/FTA等の地域貿易協定を締結させるインセンティブをあたえる（EPA/FTAを巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照）。

EPA/FTAは、特定の地域間で特別な取決めを定める協定であり、国際経済ルール上、WTO体制の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT及びGATSにおいて、物品・サービスに関する地域貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件が定められている（第Ⅱ部第16章「地域統合」参照）。

WTOにおけるマルチ（多国間）の通商政策への取組と、二国間又は多国間のEPA/FTAの取組とは、相互に補完しうるものである。各地において進展する経済連携の取組や、アジア太平洋地域におけるAPEC（アジア太平洋経済協力）で進められている地域協力の取組等は、WTOの多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待される。WTOのラウンド交渉と比較して、EPA/FTAでは、関税やサービスの自由化のみならず、WTOがカバーしていない投資ルールの整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、経済実態に即したルールや協定を協定締約国間で機動的に締結することが可能である。

¹ WTO ウェブサイトよりhttp://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm

なお、ここでいうRTAの数は、WTOへの通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含むRTAを2つのRTAとしてカウントしたものである。だが、当該RTAを1つのRTAと数えた場合、2024年4月1日時点での発効済RTAは366件となる

² 国際投資協定の中でも、二国間の投資協定はBIT(Bilateral Investment Treaty)と呼ばれる。

EPA/FTA の締結によるメリットとして、以下の例が挙げられる。

- i) 貿易障壁の削減に伴い、安価な財・サービスの流入や外資系企業の参入により国内市場の競争が促進され、財・サービスの価格の更なる低下や、製品の差別化が進行し、供給される財・サービスの種類が増える。
- ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。
- iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTO においてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。また、当該ルールの浸透により、WTO での同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のような EPA/FTA のメリットは、他国に先んじて EPA/FTA を締結することによって得ることができる。他方、第三国間で EPA/FTA が締結されることになれば、先述の相対的な貿易障壁の上昇により、EPA/FTA を締結していない国やその国の企業はこれらのメリットから除外されることになる。したがって、WTO 体制を支え、かつ、EPA/FTA のメリットを享受することが肝要である。

本報告書の第 I 部、第 II 部では、WTO 協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、EPA/FTA や投資協定で規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体の WTO 協定との整合性を確保するよう注視していくことが重要である。

こうした観点も踏まえ、第 III 部においては、日本が締結した EPA/FTA 及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について紹介する。第三国間で締結された EPA/FTA や投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。なお、デジタル及び環境分野の協定（例えばデジタル経済パートナーシップ協定（DEPA））は、WTO に RTA として通報されている協定ではないものの重要な動きであるため、本総論でも記載することとする。

2. 世界における経済連携の動向

（1）世界全体の概観³

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EU の域内市場統合計画による単一市場の形成（1992 年）、NAFTA 発足（1994 年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、国内経済構造の改革等を目指す取組を積極的に推進した。

WTO シアトル閣僚会議の決裂（1999 年）及びドーハ・ラウンド（2001 年～）の停滞を通して、WTO における多国間での自由貿易推進の難しさが顕在化し、二国間あるいは地域国間での EPA/FTA 締結に向けた動きが世界的な潮流として更に加速することになった。

シアトル閣僚会議以降、EPA/FTA に関して以下三点の傾向が見られる。

第一には、EPA/FTA 協定において、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、労働、環境、電子商取引、経済協力、人の移動など、多様な分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来の FTA の要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含む EPA を我が国が結んできたのはその一例）。

第二には、「地域統合」型の EPA/FTA や広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。

米州では、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が、2003 年 12 月に自由貿易地域創設のた

³ 各国・地域別の FTA 締結状況については、WTO のウェブサイト上に記載がある（<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>）

めの枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国との FTA（米国・中米・ドミニカ共和国自由貿易協定、DR-CAFTA）が 2004 年 8 月に署名され、国ごとに順次発効した。北米自由貿易協定（NAFTA）は 1994 年 1 月に発効し、それに代わる米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA）は 2020 年 7 月に発効した。

アジア太平洋地域では、2010 年 3 月に TPP（環太平洋パートナーシップ）協定交渉が開始し、2016 年 2 月に署名に至った。その後 2017 年 1 月に米国が TPP からの離脱を通知したが、米国を除く 11 か国での交渉を経て、翌 2018 年 3 月には CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が署名に至り、2018 年 12 月に発効した。2013 年 5 月には東アジア地域全域をカバーする RCEP（地域的な包括的経済連携）協定の交渉が 16 か国（ASEAN 10 か国と日中韓印豪 NZ）で開始された。2019 年 11 月にインドは RCEP 協定への懸念を表明し、その後の交渉会合には参加せず、2020 年 11 月、インドを除く 15 か国が協定に署名した。当協定は 2022 年 1 月に 10 か国で発効した後、同年 2 月に韓国、同年 3 月にマレーシア、2023 年 1 月にインドネシア、同年 6 月にフィリピンで、それぞれ発効している。そのほか、2013 年 3 月には日中韓 FTA 交渉が開始されている。

アフリカ地域では、アフリカ連合（AU）の 55 か国・地域のうちエリトリアを除く 54 か国・地域が署名している AfCFTA が 2021 年 1 月に運用開始した。

第三には、近接しない国・地域間での EPA/FTA を締結する動きが活発化していることが挙げられる。1985 年の米イスラエル FTA を端緒に、EU メキシコ FTA、韓 EU・FTA、米韓 FTA、EU 南アフリカ FTA、EU シンガポール FTA、EU カナダ FTA、EFTA シンガポール FTA、チリトルコ FTA、韓国ペルー FTA、中国モリシャス FTA、英豪 FTA、英 NZ FTA などが締結されており、日本もメキシコ、チリ、ペルーといった中南米諸国、EU、英国、スイスといった欧州諸国とも EPA/FTA を締結している。

以上の EPA/FTA に関する動きに加えて、分野別の協定を締結する動きが活発になっている。（これらの協定は WTO に RTA として通報されているものではないものの、重要な動きであるため記載する）。

デジタル分野では、例えば、シンガポール、ニュージーランド、チリの 3 か国によるデジタル経済パートナーシップ協定（Digital Economic Partnership Agreement, DEPA）が 2020 年 6 月に署名され、2021 年 1 月に発効した⁴。同協定には、2021 年 10 月に韓国が、同年 11 月には中国、2022 年 5 月にはカナダ、2022 年 12 月にはコスタリカ、2023 年 5 月にはペルーが加入申請を行い、2024 年 5 月に韓国の正式加入が発表され、2025 年 1 月にはコスタリカの加入に関する議論の実質妥結が発表された。中国、カナダ、ペルーについては加入プロセスが開始されている。このほかにも星豪 DEA（2020 年 8 月署名、12 月発効）、星韓 DPA（2022 年 11 月署名、2023 年 1 月発効）、星英 DEA（2022 年 2 月署名、6 月発効）、など、様々なデジタル経済協定（Digital Economic Agreement, DEA）やデジタルパートナーシップ協定（Digital Partnership Agreement, DPA）を締結する動きが活発化している。

環境分野においても、協定を形成する動きが見受けられ、2022 年 10 月には星豪グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）が署名された。

（２）主な地域統合の概観と各国等の動向

本項では、加速化する各地域の地域経済統合の動きを概説する。

①米州

（a）北米自由貿易協定（NAFTA : North American Free Trade Agreement）及び USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement）の概観

米国、カナダ、メキシコの 3 か国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992 年 12 月に調印され、1994 年 1 月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定した。

4 シンガポール、ニュージーランドは 2021 年 1 月発効だが、チリは同年 11 月発効。

3 か国は、2017 年 8 月から NAFTA 再交渉を開始した。2018 年 8 月米国・メキシコ間で「初期的な大筋合意（preliminary agreement in principle）」を発表した。同年 9 月 3 か国で合意に至り、その際、協定の名称を USMCA（United States-Mexico-Canada Agreement）に改めると発表した。同年 11 月、3 か国は協定に署名した。

2019 年 12 月、3 か国は労働や環境等の分野に関して、協定の内容を一部修正する「修正議定書」に署名した。

その後、メキシコでは、同年 12 月に連邦議会上院が USMCA の批准を承認した。米国では、同年 12 月に下院、2020 年 1 月に上院で USMCA 実施法案が可決され、トランプ大統領の同法案への署名を経て、批准手続が終了した。カナダでは、同年 2 月に実施法案が下院国際貿易委員会で採択され、下院本会議へ送付された後、3 月、カナダ議会が USMCA 実施法案を承認し、カナダ総督が同法案を承認して批准手続が完了した。USMCA は同年 7 月に発効し、発効 6 年後の 2026 年 7 月には協定の見直しが予定されている。

(i) USMCA の主なポイント

（自動車）

- ・自動車の域内原産地比率は 2020 年 7 月（協定発効日）から 66%、以降、段階的に引上げ、2023 年 7 月には 75% とする。
- ・自動車部品（乗用車・ピックアップ用）の域内原産地比率を①重要部品、②主要部品、③補完部品の 3 カテゴリーに区分。それぞれ、66%・62%、5%・62% とし、以降、段階的に引き上げ。2023 年 7 月には、75%・70%・65% とする。
- ・時給 16 ドル以上の労働生産で製造する割合を 40～45% とする。
- ・車両に使用される鉄鋼・アルミニウムのうち、70% 以上の比率が北米域内原産であることを求める。

※ライトハイザー米通商代表発フリーランド加外相／グアハルド墨経済相宛サイドレター

- ・自動車分野においては、一定数量を下回る対米輸出については、通商拡大法 232 条を適用しない（①乗用車：年間 260 万台まで、②ライトトラック：全て、③自動車部品：メキシコは年間 1,080 億ドル相当、カナダは年間 324 億ドル相当）。

なお、2022 年 1 月、USMCA の自動車分野の原産地規則の解釈をめぐり、メキシコ政府は USMCA の紛争解決章に基づくパネルの設置を要請し、カナダも同月に申立国に加わると発表し、2023 年 1 月、紛争解決パネルは米国の解釈は協定不整合とし、メキシコとカナダの主張を支持した。

（農産品）

- ・米国とメキシコは、互いに農産物のゼロ関税を維持。
- ・米国とカナダは、互いに国別関税割当枠（無税）を設定（米国は乳製品及び砂糖、カナダは乳製品、鶏肉及び卵）。段階的に最大 19 年目まで枠数を拡大。
- ・カナダは、協定発効 6 か月後に、乳製品の供給管理制度における生産者価格の設定方法を一部見直し。
- ・米国とカナダの間で、関税割当の運用の公平性、透明性の確保に関する規則に合意。
- ・地理的表示の異議申立て手続の透明性の強化等、地理的表示に関する新たな規律に合意。
- ・輸出補助金等、貿易歪曲的政策の削減へのコミットメント等に合意。

（知的財産）

- ・著作権保護期間を 70 年に延長。

（「非市場経済国」との FTA）

- ・締約国が「非市場経済国（注）」との FTA を交渉する場合、交渉開始 3 か月前までに通知しなければならない。当該 FTA が発効した場合、他の締約国（2 か国）は 6 か月の通知を以て、本協定を終了させ、2 か国間の協定に代替可。

（注）同協定における「非市場経済国」の定義：協定署名時に少なくとも 1 か国が非市場経済と決定しており、かつ、いずれの締約国も FTA を締結していない国

(為替)

- ・国際通貨基金（IMF）協定のもと、国際収支の効果的な調整を妨げるため又は不公正な競争上の優位を得るために為替相場又は国際通貨制度を操作することを回避するよう義務付けられていることを確認。
- ・市場で決定される為替相場体制の実現・維持、競争的な通貨の切下げ（外国為替市場への介入を通じたものを含む）を控えること、マクロ経済と為替相場の安定の条件を強固にするファンダメンタルズの強化を規定。

(レビュー及び延長)

- ・各国の16年延長の意思が確認されない限り、協定発効後16年で終了。協定発効6年目に、各国の延長の意思を確認し、合意されれば自動的に延長。延長決定から6年毎にレビュー。

(ii) USMCA修正議定書

(労働)

- ・労働者の権利侵害に対する救済措置として、労働分野の紛争早期解決メカニズム（RRM）を追加。対象施設における労働者の権利侵害が発生していると考えられる場合、締約国はUSMCA事務局に、紛争解決パネル設置の申立を行うことが可能。
- ・パネルが労働基準の違反を認めた場合、救済措置として、提訴国は違反先の対象施設で製造される製品の特恵関税の停止や対象施設で製造される製品又は提供されるサービスに対し罰則を課すことができる。また、二度以上の違反が認められた場合、輸入禁止措置をとることも可能。

(環境)

- ・環境関連の多数国間の枠組みを遵守することの規定を追加。

(知的財産)

- ・バイオ医薬品に関するデータ保護期間（「10年間」）の規定を削除。

(b) 南米南部共同市場（MERCOSUR : Mercado Común del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、2025年3月現在、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ボリビアの5か国で構成される域内の関税撤廃等を目的に発足した関税同盟である（ボリビアは、2024年7月にメルコスール加盟議定書を批准。今後4年以内に国内法規を整備し、加盟手続きを完了させる予定。ベネズエラは2016年より加盟資格停止中）。

域外との貿易協定については、2000年4月にEUとのFTA交渉を開始後、2016年5月から再開して2019年6月に大筋合意に達した。2024年12月、ウルグアイの首都モンテビデオで開催された第65回メルコスール首脳会議において、EU－メルコスール間の自由貿易協定（FTA）交渉が合意に達した。欧州自由貿易連合（EFTA）とは2017年6月より交渉が開始し、2019年8月に合意に達した。

メルコスールとアンデス共同体（加盟国：ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）は、2005年6月のメルコスール首脳会合において相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことを確認し、南米共同市場の強化が図られた。その他、メルコスールはイスラエル（2009～2011年発効）、エジプト（2017年発効）、パレスチナ（2011年署名、未発効）、シンガポール（2023年署名）ともFTA交渉を終えている。

また、カナダ（2018年）、韓国（2018年）、レバノン（2019年）、アラブ首長国連邦（2024年）、インドネシア（2021年12月）との交渉を開始しており、ベトナムとも将来の貿易協定の可能性を視野に入れた取組を進めている。

さらに、南部アフリカ関税同盟（SACU）（2016年発効）及びインド（2009年発効）とは特惠貿易協定（PTA）を締結しており、1995年より交渉開始されていたEUとも2024年12月に合意（未発効）した。

対外共通関税を設定する関税同盟の加盟国は、他国と独自の貿易協定を締結することはできないが、2021 年には、ウルグアイが中国との FTA 交渉に向けた予備調査の実施を発表し、アルゼンチン等がそれを非難するなど、域外との通商交渉柔軟化や対外共通関税の引下げ等を巡り、メルコスール内で意見が対立している。またこのような中、2022 年 12 月、ウルグアイは CPTPP への加入を申請した。

我が国との関係では、日・メルコスール経済緊密化のための対話を過去 45 回開催（2012 年、2015 年、2016 年、2017 年、2024 年）、両国の EPA/FTA の取組等について情報交換を行っている。

（c）アンデス共同体（CAN: Comunidad Andina）の概観

1969 年に発効したアンデス地域統合協定を 1996 年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの 4 か国で構成される関税同盟である（ベネズエラは 2006 年 4 月に脱退表明。2005 年 7 月、メルコスール諸国であるアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイが準加盟国として参加。チリは 2006 年 9 月に準加盟）。

域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは 1993 年までに撤廃し、ペルーは 2005 年 12 月末に撤廃したことで、2006 年 1 月よりアンデス自由貿易圏が正式に発効した。対外共通関税については、4 段階の新対外共通関税を 2004 年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致や、コロンビア、ペルー、エクアドル 3 か国の対米個別 FTA 交渉が開始したことに伴い、2006 年 2 月のアンデス共同体通商大臣会合において新対外共通関税の発効を 2007 年 1 月 31 日まで停止することで合意された。その後、2014 年 12 月 31 日まで停止期限の延長を行ったが、2015 年 4 月に対外共通関税の発効を放棄することを決定した。他地域との間では、2007 年に EU とアンデス共同体との FTA 交渉が開始され、2009 年 2 月から EU とコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2009 年 7 月にエクアドルが交渉離脱した後、2012 年 6 月に三者で署名、2013 年 8 月に発効した。なお、2019 年 5 月、コロンビア、ペルー、エクアドルは英国との間で、英国の EU 離脱後も貿易協定の各種条件を維持することを定めた協定を締結した。また、米国とアンデス共同体域内国との二国間 FTA については、2009 年 2 月にペルーとの FTA、2012 年 5 月にコロンビアとの FTA が発効した。

（d）太平洋同盟（Alianza del Pacífico）の概観

2012 年 6 月に署名された太平洋同盟（Alianza del Pacífico）は、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリの 4 か国によって枠組み条約に署名された地域経済統合協定である。太平洋同盟の構成や参加資格等、太平洋同盟の組織や体制について規定する「太平洋同盟枠組協定」は、2015 年 7 月に発効した。2014 年 2 月に開かれた第 8 回太平洋同盟首脳会合において、域内関税について 92% の品目で即時撤廃、残り 8% を最長で 17 年かけて段階的に完全撤廃することなどを内容とする追加議定書が採択された。

2015 年 7 月には第 10 回首脳会合が開催され、物品、サービス、資本及び人のより自由な移動を実現するため、深化した統合地域の建設を進展させる決意や、他の統合メカニズムと連携していく意思等を示すパラカス宣言が採択された。

2017 年には、準加盟国についての議論が進展した。太平洋同盟の発足当初から、アジア太平洋との関係強化は基本方針に盛り込まれていたところ、その動きが本格化している。2017 年 6 月にコロンビアで開催された太平洋同盟首脳会合において、オーストラリア、NZ、カナダ及びシンガポールの 4 か国が、太平洋同盟の「準加盟国」の候補国として、太平洋同盟加盟 4 か国と包括的自由貿易交渉開始を発表した。

2018 年の太平洋同盟首脳会合で採択された宣言では、上記 4 か国との加盟国交渉の進展に満足の色を示すとともに、韓国、エクアドルを次の準加盟国の候補として歓迎し、将来的には、韓国、エクアドルと交渉を開始する旨が記載されている。

2019 年の太平洋同盟首脳会合では、2018 年に採択された「戦略的ビジョン 2030」をより強固に推進していくことを確認した。

2020 年の太平洋同盟首脳会合では、新型コロナウイルス感染症拡大を鑑みオンラインで実施されたが、同盟国地域におけるデジタル市場の発展、ジェンダーの平等、新型コロナウイルス対策の 3 つを主なテーマに議論し、首脳宣言を発表した。

2022 年の太平洋同盟首脳会合では、「ブエナビエンタ宣言」に署名し、新型コロナウイルス感染症のパ

ンデミックにより引き起こされた社会・経済的影響を減らし、同盟の創設目的でもある域内貿易の促進と、包括的で持続可能なデジタル開発、人の移動のさらなる自由化などを促進することに合意した。また、シンガポールとの自由貿易協定の署名が行われた。さらに、エクアドルの正規加盟国入りに向けた交渉を開始することに合意した。また、2022年6月には、韓国の準加盟国入りに向けた交渉が開始した。

2022年11月には、ペルーでの政治的混乱を受け、メキシコで開催予定であった首脳会合は中止を余儀なくされ、代わりに同年12月にペルーで開催予定であった首脳会合も相次いで中止となった。また、2023年4月にはメキシコからペルーに議長国の引き継ぎが行われる予定であったが、メキシコがこれを拒否した。これを受け、代わりにチリが一時的に臨時議長国を務め、2023年8月にチリからペルーに議長国の引き継ぎがなされた。その後、2023年12月にあらためてチリが議長国となり、2024年12月にチリからコロンビアに議長国の引き継ぎがなされた。

(e) カリブ共同体 (CARICOM) の概観

1973年8月に発足したカリブ共同体 (CARICOM) は、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、ドミニカ国、グレナダ、ガイアナ、ハイチ、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダード・トバゴ、モンセラット (英領) といった14か国1地域で構成される共同体である。

CARICOM 内で経済統合強化の声が高まり、サービス、資本、人の自由移動といった共同市場を強化・拡大したカリコム単一市場・経済 (CSME) を目指している。

2006年1月、バルバドス、ベリーズ、ガイアナ、ジャマイカ、スリナム及びトリニダード・トバゴの6か国でカリコム単一市場 (CSM) を開始。同年7月、OECS 諸国 (アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、グレナダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア及びセントビンセント及びグレナディーン諸島) が参加。

2018年12月、特別首脳会合がトリニダード・トバゴで開催され、人の自由移動に関し、その適用枠を拡大することなどが決められた。発足以来、CSME の実現のためのそれぞれの条項が徐々に実施されているが、CSME 全条項実施までは至っていない。

我が国との関係では、日・カリコム首脳会合を1回開催 (2014年)、日・カリコム外相会合を計8回開催 (2000年、2010年、2013年、2014年、2016年、2018年、2021年、2024年) し、日・カリコム関係の一層の強化について意見交換を行っている。

(f) 地域統合に向けた各国の主な動き

(i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定 (NAFTA) 及びイスラエルとの二国間 FTA 以外には FTA を締結していなかったが、2002年通商法 (貿易促進権限 (TPA) を含む) の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとして FTA 交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月のWTO カンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTA を単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模で FTA を展開する意図を示している。2025年2月時点で20の国との間で FTA 等を発効済みである。2006年11月には、APEC 地域におけるアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) を提案した。

2009年11月には、オバマ大統領が環太平洋パートナーシップ (TPP) への関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2016年2月に署名されたものの、2017年1月に、オバマ大統領にかわってトランプ大統領が就任したことで、通商政策の方針は大きく転換した。トランプ大統領は、就任直後の1月23日、TPP からの離脱を正式に決める大統領令に署名した (TPP の動きについては3(2)⑥環太平洋パートナーシップの項を参照)。

同年8月からはカナダ・メキシコとの NAFTA の再交渉を開始し、2020年7月に USMCA として発効した。

2018 年 10 月に改正交渉開始に合意した米韓 FTA については、2019 年 1 月に発効した。また、米国は英国との FTA 交渉を 2020 年 5 月に開始したが、大きな動きはない。ケニアとの FTA 交渉を同年 7 月に開始し、2023 年 4 月に第一回の交渉会合を開催した。

また EPA/FTA 以外の動きとして、2022 年 5 月には、14 カ国の参加国からなるインド太平洋経済枠組み（IPEF）を立ち上げた（IPEF の動きについては、3（5）②インド太平洋経済枠組み（IPEF）の項を参照）。2023 年 1 月には、バイデン大統領が 2022 年 6 月に提唱した経済枠組み「経済繁栄のための米州パートナーシップ（APEP）」（米国、バルバドス、カナダ、チリ、コロンビア、コストリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、メキシコ、パナマ、ペルー、ウルグアイ）が正式発足し、2023 年 11 月に初の首脳級会合を米国が主催した。

台湾との「21 世紀の貿易に関する米国・台湾イニシアチブ」については、2023 年 6 月に第 1 段階の協定が署名され、2024 年 12 月に発効した。また、第 2 段階合意に向けた交渉会合を 2023 年 8 月、2024 年 5 月に実施し、今後も議論を続ける見通しを示した。米 EU 間で民主的価値に基づいて新興技術や貿易面での課題に対応する協力の枠組みとして 2021 年 6 月に設置された米 EU 貿易技術評議会（TTC）については、2024 年 4 月に第 6 回閣僚会合が開催された。

（ii）メキシコ

メキシコについては、2025 年 3 月時点で 20 の EPA/FTA が発効している（日本とは 2005 年に EPA を発効。詳細は 3（2）②日メキシコ EPA の項参照）。韓国との FTA 交渉については、2006 年 2 月から交渉を開始したが、当時韓国が対米 FTA 交渉に注力していたこともあり、2006 年 6 月までの第 3 回交渉以降、進展がみられず、2007 年 8 月、当初目指していた「戦略的経済補完協定」から FTA に格上げして締結交渉を開始することを発表したものの 2008 年 6 月以降は交渉が事実上中断していた。2016 年 4 月に韓国大統領がメキシコを公式訪問し、メキシコ大統領との会談で、2016 年第 4 四半期以降をめどに FTA の交渉再開に向けた協議を行うことが合意された。2022 年 3 月には、韓メキシコ FTA の交渉再開が合意されたものの、同年 11 月にメキシコ外相が交渉を一時中断することを明らかにしている。

2000 年に発効した EU との FTA については、2013 年に包括的な現代化を目指すことで合意した。その実現に向け、2016 年 6 月から交渉会合が行われ、2020 年 4 月に EU・メキシコ FTA の現代化について最終合意を発表した。

他に、すでに紹介した通り、2020 年 7 月に、NAFTA に代わる USMCA が発効している。

（iii）カナダ

カナダについて 2025 年 2 月現在、15 の EPA/FTA が発効している。複数の国が参加する EPA/FTA として、USMCA と、欧州自由貿易連合（EFTA）（スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）との FTA を締結している（日本とは 2012 年 11 月に EPA の交渉を開始し、2014 年 11 月までに 7 回の交渉会合を実施。）。

「EU カナダ包括的経済貿易協定（CETA）」については、暫定適用を 2017 年 9 月から開始した。CETA は EU にとって主要 7 か国（G7）のメンバーと結ぶ初めての FTA であり、協定全体の正式な発効には、EU 全加盟国における批准手続が必要となる。

また、2018 年 3 月にはメルコスールとの FTA 交渉を開始し、進歩的貿易アジェンダの推進にコミットしている。

2020 年に EU を離脱した英国とは、2021 年 4 月にカナダ - 英国貿易継続協定（Canada-UK Trade Continuity Agreement（TCA））を発効した。この協定は、カナダ・EU 包括的経済貿易協定（CETA）の主要な合意内容を確保し、双方の市場への特惠アクセスを継続的に提供するものである。なお、この協定は、カナダと英国が 2022 年 3 月に開始した FTA 交渉が妥結するまでの間の暫定的な協定と位置付けられているが、英国政府は 2024 年 1 月、カナダとの FTA 交渉を一時停止すると表明している。

ASEAN との間では、2021 年 11 月に FTA 交渉の開始について合意し、2022 年 11 月に第 2 回会合を実施した。

2022年2月には、エクアドルとの間でFTA交渉を開始し、2025年2月に交渉が妥結した。

2024年12月には、インドネシアとの間で包括的経済連携協定（CEPA）の交渉が妥結した。

EPA/FTA以外の動きとして、2023年2月には、台湾との間で外国投資促進保護協定（FIPA）の正式交渉を開始し、2023年12月に調印した。

②欧州

（a）EUの地域統合及び主要国との経済連携強化の取組

EUは、GATT/WTOの多国間貿易交渉による貿易投資の自由化を最優先としつつ、周辺諸国や旧宗主国の関係国とのFTA交渉を推進してきた。しかしながら、WTOドーハ開発アジェンダ（DDA）の交渉停滞を受け、2006年10月にEUは域内の単一市場の強化とともに対外通商政策に関する考え方を示した政策文書「グローバル・ヨーロッパ」を発表して、WTO体制を全面的に支持しつつ、それを補完するものとして、アジアを中心とする新興市場開拓に焦点を置いたFTA交渉を進めていく姿勢を表明した。

これに基づき、韓国と2007年5月からFTA交渉を開始し、2016年7月に発効した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2013年以降は事実上、交渉が停止していたが、2022年4月にEU印首脳会談にてFTA交渉の6月再開に合意。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始したものの、2009年3月から休止している。ASEAN各国とのFTA交渉の状況は様々であり、シンガポールとのFTAは2019年11月、ベトナムとのFTAは2020年8月に発効、オーストラリア、マレーシア、インドネシア、フィリピン、タイとは交渉中である。

アフリカ諸国については、2007年末までにACP（アフリカ、カリブ海、太平洋地域）内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っていたが、合意できたのはカリブ海地域のみだった（2008年10月に調印）。その後、アフリカを5地域に分けて見直し交渉を進めた結果、西部アフリカ地域とは2014年7月に署名を行い、南部アフリカ地域とは2016年に暫定適用した。

2015年には、更に「万人のための貿易」（「Trade for all」）において、貿易における全体戦略を示した。

中南米諸国との関係においては、政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。メキシコとはさらに、2016年5月より改定交渉を開始し、2018年4月に大枠合意に至り、最終的に2020年4月にFTA-再交渉が妥結され、市場アクセス等が改善した。チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定が2005年3月に発効し、2017年11月に開始された改正交渉は2022年12月に終了している。メルコスールとの間で1995年12月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU-メルコスール連合協定交渉が2000年4月に開始され、2004年に交渉中断したものの、2016年10月から再開し、2019年6月に大枠合意に達した。2023年1月のダボス会議にてフォンデアライエン欧州委員会委員長はメルコスールとの交渉再開に言及。

湾岸協力理事会（Cooperation Council for the Arab States of the Gulf, GCC：バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦）とは、1990年にFTA交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002年に交渉を再開した。2008年にはGCCにより交渉が停止され、その後非公式な協議が行われている。

カナダとは、2009年10月から交渉を開始し、2014年9月オタワでのカナダ-EUサミットにおいて交渉を終了した旨を宣言した。その後、2016年10月にブラッセルでのEU-カナダサミットで、EU・カナダ包括的経済・貿易協定（CETA）に調印し、2017年9月から暫定適用した。協定を完全に発効させるためには、EU域内の国家による協定の承認が必要とされている。

米国とのFTAについては、2013年7月から交渉開始したものの、2017年1月に、マラムストローム欧州委員（通商担当）（当時）が、トランプ米政権の誕生に伴って停止状態にあるとの見解を表明していた。しかし、その後通商協議の再検討が進められ、2018年7月の首脳会談において、条件付きの通商協議入りすることで合意した。10月にUSTRがEUと貿易交渉を開始する意思を米議会に通知したことによって、法的には2019年1月中旬以降、交渉を開始できることとなった。2019年4月に欧州理事会は、EUとして米国との通商協議を開始する権限を欧州委員会に付託する交渉指令案を承認した。交渉内容は「工業品に対する関税撤廃」「非関税障

壁撤廃に向けた（基準認証の）適合性評価」（以降、適合性評価）に絞り、農業分野を含まないことを強調している。また、11月には欧州委員会貿易総局が米国との適合性評価に関する協定のための提案を公表した。2020年8月、数億ドル規模の市場アクセスを拡大する関税引き下げパッケージの合意を発表し、EU側はロブスターの5年間の関税撤廃、米国側は160百万ドル相当のEUからの一部輸出品目に対して50%関税削減を約束した。

豪州についてはFTA交渉が2018年に開始され、2022年2月に12回目の交渉が行われた。また、NZLについては、FTA交渉が2018年に開始され、2022年6月に交渉妥結した。

（b）英国を巡る動き

2020年1月末に英国はEUから離脱した。離脱協定では2020年末までを「移行期間」とし、移行期間中は、英国は引き続きEUが第三国と締結した国際約束を含むEU法が適用される条約に拘束されることとなった。

一方、英国は移行期間終了後に発効させる自由貿易協定の交渉・署名・批准が可能となった。英国は日本との間でEPAを2020年10月に署名した。英EUでは、物品とサービス貿易に限らず幅広い分野をカバーする通商協力協定が、移行期間終了間際の2020年12月に署名され、移行期間が明けた2021年1月に暫定発効した後、2021年5月に正式発効した（欧州議会の批准が2020年内に間に合わなかったため、欧州委員会は暫定発効という特例措置をとった）。

なお、直近の英国の動きとしては、2023年7月、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」の英国加入議定書の署名が行われ、2024年12月に同議定書が発効した。

③アジア太平洋地域

（a）ASEAN 経済共同体（AEC：ASEAN Economic Community）の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10か国による自由貿易地域である。1993年1月より、共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度に基づいて、域内関税を段階的に引き下げることであり、当初は2008年までに適用品目（IL）の域内関税を0～5%まで引き下げることを目標としていた。しかしながら、その後、1994年のAFTA評議会では域内関税引き下げの期限が2003年に前倒しされ、1998年12月のASEAN首脳会議では、ASEAN先発加盟国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）について、引き下げ期限がさらに2002年に前倒しされた。加えて、1999年のAFTA評議会及びASEAN首脳会議では関税引き下げの目標を「0～5%」から「関税撤廃」とした上で、ILの関税撤廃期限を先発加盟国については2010年まで、新規加盟国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までとすることが宣言された。その結果、先発加盟国のIL関税引き下げは2002年に、IL関税撤廃は2010年に、新規加盟国のIL関税撤廃は、総品目数の7%にあたる一部品目を除き2015年1月に達成された。なお、この一部品目については2018年まで関税撤廃が猶予されていたが、2018年にこの残りの7%の品目の関税が撤廃された。

また、2007年11月のASEAN首脳会議では、法的拘束力のある「ASEAN憲章」が署名され、AECの2015年までのロードマップである「AECブループリント」が発出された。その中で、AFTA-CEPT協定を包括的な協定として見直すことが記載されており、2009年2月には、CEPT協定に替わる「ASEAN物品貿易協定（ATIGA）」が署名され、貿易円滑化、税関、任意規格・強制規格及び適合性評価・衛生植物検疫・貿易救済措置の5分野が追加された。同様に、投資分野についても、ASEAN投資促進・保護協定（IGA）とASEAN投資地域枠組合意（AIA）を統合・改定した「ASEAN包括的投資協定（ACIA）」が署名された。

そして2015年11月のASEAN首脳会議で採択されたASEAN共同体設立文書において、2016年以降もさらなる統合の深化に向けた取組を実施することが表明され、2025年までの新たなロードマップである「AECブループリント2025」が発表された。

AECブループリント2025においては、ATIGAの更なる強化、ACIAの着実な実施に加え、1995年に署名されたASEANサービス枠組み協定（AFAS）を全面的に刷新するASEANサービス貿易協定（ATISA）の交渉加速及び実施が掲げられ、2020年10月、ATISAが署名された。今回の署名によって、内国民待遇・最恵国待

遇・市場アクセスなどの具体的な規律が定められた。

(b) ASEAN を巡る動き（「ASEAN+1」の取組）

近年、ASEAN の成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及び EU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZCER）等が、ASEAN との EPA/FTA 締結への動きを活発化させている。

中国ASEAN FTA（ACFTA）については、2003 年に「包括的経済協力枠組み協定」が発効し、2004 年には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名した。2005 年から関税引き下げを開始し、2010 年には ASEAN 6 か国において対象品目の 9 割について関税が撤廃された。また、「サービス貿易協定」は 2007 年に発効、「投資協定」は 2010 年 1 月に発効した。2016 年 1 月、ACFTA 高度化協定が発効された。2023 年 2 月には、ACFTA をアップグレードした「ACFTA3.0」に向けた交渉が開始されている。

韓国ASEAN FTA については 2004 年に交渉開始、8 回の交渉を経て、2005 年 12 月の韓ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、同時期に行われた韓国 ASEAN 通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓 ASEAN 首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006 年 8 月、「物品貿易協定」に署名（タイを除く）し、2007 年より関税引き下げを開始した。また、2009 年に「サービス貿易協定」が発効した。2009 年 2 月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6 月には投資協定が署名された。韓国及び ASEAN 6 か国は 2012 年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。

2002 年 11 月、ASEAN とインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003 年 10 月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008 年 8 月に合意に至り、2009 年 8 月に署名され、2010 年 1 月から発効した。2011 年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10 か国全ての国との発効に至った。また、インドと ASEAN は、2012 年 12 月 20 日、サービスと投資分野の FTA の締結にも合意し、2014 年 11 月に全加盟国間で署名された。

ASEAN-豪・NZ FTA（AANZFTA）は 2005 年に交渉開始し、2009 年 2 月に署名された。2010 年 1 月に豪州、NZ、ブルネイ、マレーシア等 8 か国との間で発効し、2012 年 1 月全 ASEAN 諸国との間で発効した。なお、2010 年 5 月から開始された協定見直し交渉は、2013 年 12 月に合意され、2014 年 8 月の署名を経て、2015 年 10 月に第一改訂議定書が発効し、原産地規則の統合・簡素化等が図られた。2020 年にはさらに AANZFTA のアップグレード交渉が開始され、2022 年 11 月に実質的に妥結した。

ASEAN-香港 FTA は 2014 年 7 月に交渉開始し、2017 年 9 月に合意、同年 11 月の ASEAN 首脳会議に合わせて署名された。

日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）は、我が国にとって初めての広域経済連携協定である。2005 年より交渉を開始、2008 年以降順次発効しており、現在はすべての参加国との間で発効している（詳細は 3. (2) ⑧ 日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定参照）。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的に EPA/FTA 締結に向けた動きを展開しており、2025 年 1 月までに 29 の EPA/FTA が発効している。特に、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定（P4）を発効させており、TPP 協定交渉を主導した。2010 年 3 月に交渉を開始した EU との FTA は、2018 年 10 月に署名に至り、2019 年 11 月 21 日に発効した。パキスタン、カナダ、ウクライナ等とは現在交渉中である。2022 年 1 月には、太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）との FTA に署名した。この FTA が発効すれば、シンガポールは太平洋同盟の初の準加盟国となる。

またシンガポールは、デジタル経済協定（DEA）の締結を推進している。2020 年 12 月にオーストラリアとのデジタル経済協定が発効した。イギリスとの間では 2022 年 6 月にデジタル経済協定が発効している。また 2023 年 2 月には、EU シンガポール・デジタルパートナーシップが発足した。2024 年 7 月には EU シンガポール・デジタル貿易協定（EUSDTA）交渉が妥結され、自由で開かれた安全なデー

タ流通を可能にし、エンド・ツー・エンドのデジタル貿易を円滑化し、企業および消費者にとって信頼のある安全なデジタルシステムを確立する、高水準の約束（コミットメント）で構成されている。2023 年 1 月は韓国との間でデジタルパートナーシップ協定が発効した。2 国間だけでなく、複数の国が参加する協定である DEPA も 2021 年 11 月発効した。DEPA の締約国はチリ、NZ、シンガポール、韓国で、その他これまでにカナダ、中国、コスタリカ、ペルー、UAE、エルサルバドル、ウクライナが加入申請を行っており、コスタリカは 2025 年 1 月に加入に関する議論が実質妥結、中国、カナダ、ペルーは加入プロセスが開始されている。2024 年 12 月には、二度の改訂を経て、中国・シンガポール自由貿易協定（CSFTA）のさらなるアップグレード議定書が発効した。主な内容は「投資・貿易分野におけるより自由で透明性の高い規則の導入」「ネガティブリスト方式（自由化を約束しない分野を列挙する方法、第 III 部第 2 章（2）参照）への見直しに伴う市場アクセスの拡大」「電気通信サービス章の新設」となっている。

2022 年 10 月には星豪グリーン経済協定（Green Economy Agreement, GEA）が署名されており、今後の環境分野における協力事項を総覧的に列挙したフレームワーク協定であり、17 の協力イニシアティブの概要が附属書として公表されている。うち 3 分野はアーリーハーベストとして成果物も同時に公表された。

協定自体はソフトな内容で、新たな拘束力のある義務を生じず（21 条）、紛争解決メカニズムも両国間の協議のみ（24 条）である。環境関連物品リスト（HS6 桁で 372 品目）・サービス・リストが附属書に列挙されているが、市場アクセスの深堀りは今後の検討事項であり、現時点では一切コミットされていない（附属書 B1.1、B1.2）。他方で、星豪間での電力融通のための海底送電線の整備や送配電ルール整備等、エネルギー政策上大きな転換となるような内容も盛り込まれている。

（ii） タイ

タイは 2001 年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出し、2024 年 1 月時点で 16 の EPA/FTA（特惠貿易協定を含む）が発効している。バーレーン、インドとの間では FTA 枠組み協定を締結したが、バーレーンとは GCC が単独での FTA を認めなかったことから頓挫し（タイは GCC との交渉を優先する方針）、インドとは全体交渉を継続中（EH は実施済み）となっている。また、パキスタン、トルコ、スリランカとの交渉は進展が見られるものの、米国、EFTA との交渉は、タイの政治混乱等の理由により停滞している。EU との間では、2023 年 1 月に 10 年ぶりに交渉を再開することに合意した。

（iii） マレーシア

マレーシアは、2004 年 1 月より開始した我が国との EPA 交渉を契機に、各国との取組を進めており、2024 年 1 月までに 18 の EPA/FTA（特惠貿易協定を含む）が発効している（ただしチリは物品のみ）。2022 年 11 月には、マレーシアについて CPTPP が発効した。マレーシアは、2019 年に韓国との FTA 交渉を開始した。2022 年 12 月に開催された EU・ASEAN サミットに際して、マレーシアと EU はパートナーシップ・協力協定（PCA）に署名、FTA 締結に向けて努力するとの表現が盛り込まれた。2010 年に EU との FTA 交渉を開始したが、その後交渉が中断していたものの、2025 年 1 月の発表によると、12 年ぶりに交渉が再開される見込みとなった。また、2025 年 1 月にアラブ首長国連邦（UAE）と包括的経済連携協定（CEPA）に署名した。これにより、マレーシアは GCC 加盟国と初の FTA を締結したことになる。

（iv） 韓国

韓国は 2024 年 12 月までに 22 の EPA/FTA を発効している。直近では、2023 年 1 月にインドネシアとの「包括的経済パートナー協定（CEPA）」が、2024 年 12 月にはフィリピンとの FTA が発効した。2024 年 5 月には、アラブ首長国連邦（UAE）との「包括的経済パートナー協定（CEPA）」に署名、同年 11 月にジョージアとの EPA 交渉を妥結したほか、ロシア、メルコスール、ウズベキスタンやマレーシア等と交渉中である。

また、メキシコとの交渉再開に正式合意した他、中国、インドや ASEAN との既存の FTA 改善交渉

も進められている。一方、日本との交渉は中断中である。また、CPTPP への正式な加入申請に向けて国内議論を進めてきたが、国会手続きが止まっている状況である。

2022 年 5 月にユン・ソンニョル政権が発足し、同年 12 月には、中東や中南米、アフリカ等の成長潜在力が高い新興国との FTA を推進する方針を表明した。

(v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。2025年1月時点で、21のEPA/FTAが発効済みである。また、スリランカ、モルドバ、イスラエル、ノルウェー、パナマ、パレスチナ、ノルウェーとの二国間 EPA/FTA、韓国との第二段階の EPA/FTA や、GCC、日中韓でのマルチの枠組みにおける EPA/FTA について交渉中であり、2022 年 1 月に、GCC との間で自由貿易協定の交渉を早期に終わるとの共同声明を発表した。さらに7か国と、二国間 FTA/EPA についての共同研究を実施中もしくは検討中であり、2021 年にはウルグアイが中国との FTA 交渉に向けた予備調査の実施を発表。2023 年 2 月には最初の中 ASEAN・FTA 3.0 交渉会合が開催され、5 月にはエクアドルと、9 月にはニカラグアと、10 月にはセルビアとの FTA に署名。2023 年 12 月にはシンガポールとの FTA 改定議定書に署名。

既に発効済みの EPA/FTA のうち、ASEAN、チリ、シンガポール、ニュージーランド、パキスタン、ペルーとの EPA/FTA については、アップグレード交渉が完了しており、スイスとの EPA/FTA については、アップグレード交渉中である。なお、台湾との間では2010年9月に経済協力枠組協定（ECFA）が発効され、関税・サービス分野のアーリーハーベストなどが順次合意し実施された（なお、中国側は、2023 年 12 月、2024年5月に、一部品目に関する関税引下げ停止を表明）。香港・マカオとの間では経済・貿易関係緊密化協定（CEPA）を発効済みであり、2018 年 12 月には香港、マカオとの CEPA 物品貿易協定が締結・発効され、2024年10月には二次改正が行われ、2025年3月サービス貿易分野の自由化が拡大され、発効した。欧州との間では、2020 年 12 月の中国 EU 首脳会談後に中国・EU 包括的投資協定について大筋合意を発表したが、2021 年 5 月、欧州議会で本協定の批准に向けた審議を停止する決議が賛成多数で可決され、審議が凍結した。協定発効の見込みは立っていない。

また CPTPP について、2021 年 9 月に加入要請を通報した。

2021 年 11 月には、国境を越えたデータ移管や AI の統治・管理、フィンテック・電子決済、デジタル ID、政府データの公共利用など幅広い分野を対象としたデジタルに特化した DEPA への加入申請を、寄託国であるニュージーランドに提出。2022 年 8 月には中国の加入作業部会が設置され、加入プロセスの議論が進められている。

(vi) インド

インドは、2000 年代以降、各国・地域との経済連携強化を積極的に推進し、2023 年 1 月までに、日本、韓国、豪州、UAE、シンガポール、タイ、マレーシア、スリランカ、ネパール、ブータン、モリシャス、ASEAN、南アジア地域協力連合（SAARC）加盟 7 か国との計 13 の FTA/EPA を締結している。我が国とは 2007 年 1 月に交渉を開始し、2011 年 8 月に包括的経済連携協定（CEPA）の発効に至った（3. 我が国における経済連携の取組の項参照）。2004 年にタイとのアーリーハーベストの FTA を締結し、2005 年にシンガポール、2011 年にはマレーシアとの包括的経済協力協定（CECA）を発効、ASEAN との FTA も 2010 年に発効させた。2004 年に開催された南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議において、加盟 7 か国が対象となる南アジア自由貿易圏（SAFTA）枠組み協定に署名し、2006 年 1 月に発効に至った。また、メルコスール、チリ、アフガニスタンとの特惠貿易協定（PTA）が発効済みであり、多国間枠組みとしては 1975 年に締結されたアジア太平洋貿易協定（APTA）がバングラデシュ、中国、韓国、スリランカとの間で適用されている。

2019 年 11 月の RCEP 首脳会合で交渉妥結に難色を示し、インド以外の 15 か国で RCEP 協定が署名されることとなった。RCEP 協定署名国が署名後にいつでもインドと交渉を開始できること、加入に先立ちインドがオブザーバーとして RCEP 会合に参加できることが RCEP 署名国間で確認されたものの、2023 年 1 月時点で復帰に向けた動きは確認されていない。

他方、近年、二国間の FTA 交渉に積極的な姿勢へと転換しており、2022 年 2 月に署名された UAE との包括的経済連携協定（CEPA）が 5 月に発効、豪州とは包括的経済協力協定（CECA）に向けた暫定協定という位置付けで 2022 年 4 月に経済協力・貿易協定（ECTA）が署名され、12 月に発効した。2022 年 1 月、2019 年以降中断していた韓国との CEPA に関する改定交渉の再開に合意し、11 月に交渉会合を実施している。

また、交渉中の国・地域としては、EU、英国、カナダ、イスラエル、湾岸協力会議（GCC）、ユーラシア経済連合（EAEU）、南部アフリカ関税同盟（SACU）がある。2007 年に開始するも長らく中断していた EU との FTA 交渉は、2022 年 6 月に再開している。また、英国との 2022 年中の合意を目指した FTA 交渉が同年 1 月に開始され、2023 年 1 月時点で交渉が続いている。さらに、2022 年 12 月、ゴヤル商工大臣とムンシ・バングラデシュ商業大臣がインド・バングラデシュ間の CEPA 交渉を早期に開催することに合意されている。

(vii) 豪州

豪州は各国・地域との FTA 交渉に積極的に取り組んでおり、2025 年 1 月までに 18 の EPA/FTA（特惠貿易協定を含む）が発効している。

2011 年 5 月に交渉開始に合意したインドとの FTA である AI-ECTA については、2015 年 9 月以降の交渉休止を経て、テハン貿易大臣とゴヤル商工大臣が 2021 年 12 月に最終妥結に先行して関税引き下げを実施する前倒し措置（アーリーハーベスト）の期間を短縮すること、最終合意の早期実現を目指すことに合意した。同協定は 2022 年 4 月に署名され、同年 12 月に発効した。インドネシアとは、2010 年 11 月に FTA 交渉開始に合意し、2012 年 9 月に CEPA 交渉を開始、2019 年 3 月には、両政府が署名した。2017 年 6 月には、太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）との FTA 交渉を開始した。EU とは、2018 年 6 月に、FTA 交渉を開始したが、2021 年 10 月に 2022 年 2 月まで交渉が再延期された。2020 年 6 月には英国との FTA 交渉を開始し、2021 年 12 月に署名した。2021 年 5 月、発効から 10 年以上が経過した AANZFTA（ASEAN・オーストラリア・NZ）について改定交渉が開始され、2022 年内に妥結した。

また EPA/FTA 以外の動きとして、豪星 DEA が発効した（2020 年 12 月）。

(viii) ニュージーランド

ニュージーランドについては、2025 年 1 月時点で 16 の EPA/FTA（特惠貿易協定を含む）が発効している。GCC との間では、2009 年 10 月に FTA 交渉に最終合意し仮署名した。また、インドとは、2010 年 4 月交渉開始したもの、2015 年 2 月以降、交渉会合は開催されていない。一方、2018 年 7 月には、EU と交渉を開始し、2023 年 7 月に署名、2024 年 5 月に発効した。また、中国とは、2008 年に二国間 FTA が発効された後、2022 年 4 月に発効した。また、豪州と同様に、太平洋同盟（メキシコ、コロンビア、ペルー、チリ）と FTA を交渉している。2025 年 1 月、アラブ首長国連邦と包括的経済連携協（CEPA）を署名した。

英国とは 2020 年 6 月より交渉を開始し、2022 年 2 月に署名、2023 年 5 月に発効した。AANZFTA（ASEAN・オーストラリア・NZ）は 2010 年の発効後、アップグレード交渉が開始され、2022 年 11 月に実質的に妥結した。デジタル分野に関し、チリ、NZ、シンガポールの 3 か国での DEPA が 2021 年 11 月に発効した。

EPA/FTA 以外の動きとして、ニュージーランドの発案で、豪州、カナダ、台湾との間で先住民経済貿易協力協定（IPETCA）が発効している。

(ix) 南アジア自由貿易圏（SAFTA）

2004 年 1 月南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議が開催され、加盟 7 か国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ）が対象となる SAFTA 枠組み協定に署名し、2006 年 1 月に発効している（その後、アフガニスタンも加盟し、現在計 8 か国が加盟）。2007 年末までに、一部の例外品目を除き、非 LDC 国（インド、パキスタン、スリランカ）が最高税率を 20% に削減、LDC 国は同様に 30% まで削減し、インド及びパキスタンは 2012 年末までに 5% 以下に引き下げ、スリランカは

2013 年末までに 5% 以下に引き下げた。

(x) ベンガル湾他分野技術経済協力イニシアティブ（BIMSTEC）

BIMSTEC は、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計 7 か国で構成されている。2004 年 2 月、バングラデシュを除き、FTA 枠組み協定を締結し、同年 6 月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに 21 回の交渉が行われており、2018 年 11 月 18 日、19 日に行われた 21 回目の交渉では、物品関税にかかる協定・税関協力等に係る協定・紛争解決にかかる協定について、案文確定に向けた大きな進展があった。また、同交渉においては、投資・サービス・貿易円滑化にかかる協定についても、進展が見られた。

（３）東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

本項では、東アジア・アジア太平洋地域における、我が国も参加する特に重要な広域経済連携に関して概説する。

①環太平洋パートナーシップ（TPP：Trans-Pacific Partnership）

2005 年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの 4 か国は、環太平洋戦略的経済連携協定（Trans-Pacific Strategic Economic Partnership：P4）に署名した。P4 は、原則として 2015 年までに 100% の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向した FTA であり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えたものであった。

2008 年 3 月、米国は P4 で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後 9 月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11 月にペルーにて開催された APEC 閣僚会議の際には、豪州、ペルーが参加を表明し、続いてベトナムも将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。

その後正式な交渉が開始されないまま 1 年近くが経過したが、2009 年 11 月、オバマ米大統領が関係国と連携（engage）していくことを発表、12 月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010 年 3 月に P4 の 4 か国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えて第 1 回 TPP 協定交渉会合が豪州にて実施された。2010 年 10 月の交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わるとともに、同年 12 月の交渉会合からはベトナムが正式に交渉参加国となった。また、交渉参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012 年 10 月に TPP 交渉への参加が正式に認められた。

（日本の TPP 交渉参加以降に関する経緯の詳細は 3.(2) ①環太平洋パートナーシップを参照）

②地域的な包括的経済連携（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991 年のマレーシアの東アジア経済協力（EAEC）構想を端緒としている。アジア通貨危機が発生した 1997 年には第 1 回 ASEAN+3 首脳会議が開催（以後常設化）され、第 3 回 ASEAN+3 首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001 年に東アジアビジョングループ（EAVG）が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性について ASEAN+3 首脳会議へ報告し、2002 年には東アジアスタディーグループ（EASG）が短期的に実現すべき 17 項目、中長期的に実現すべき 9 項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG 報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域（EAFTA）」を挙げており、2005 年 4 月、専門家による EAFTA の実現可能性に係る研究会が開始され、2006 年 7 月、ASEAN+3 による FTA の構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年 8 月の ASEAN+3 経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007 年 1 月の首脳会議で専門家による第 2 フェイズ研究の継続が決まった。同研究は 2007 年 5 月より開始され、2009 年 8 月の ASEAN+3 経済大臣会合及び同年 10 月の首脳会合で最終報告されて、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6 に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年のASEAN+3 首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6 を参加国とする「東アジア首脳会議（EAS）」が初めて開催され、EAS の定期開催や、EAS がこの地域における共同体形成に「重要な役割（significant role）」を果たすことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6 の経済実態としての結びつきが強まり、ASEAN と日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス 1」EPA/FTA の取組が進展したことから、16 か国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の専門家研究を提案した。2007年1月にはフィリピン・セブ島で第 2 回 EAS が開催され、CEPEA 民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EAS の枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第 3 回 EAS では、「東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）」の正式設立の合意がなされた。

2009年8月のASEAN+6 経済大臣会合及び同年 10 月の第 4 回 EAS において、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAF TA 構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009 年から貿易円滑化の 4 分野（原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力）の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN 及び対話国との間で、CEPEA、EAF TA 等の広域的 FTA の実現に向けて、5 つの ASEAN プラス 1 FTA の比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの 4 分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN 経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域（EAF TA）及び東アジア包括的経済連携（CEPEA）構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する 3 つ（物品、サービス、投資）の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN 及び対話国（日中韓印豪 NZ）の閣僚により歓迎された。

同年 11 月の第 6 回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する 4 つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、2012 年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN 側から、これまでの EAF TA、CEPEA の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP）の枠組みの提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+FTA パートナース経済大臣会合において、RCEP の「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11 月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年 11 月には、ASEAN 関連首脳会合において、RCEP 交渉の立上げが宣言された。（RCEP 交渉開始後の経緯は 3. (2) ④地域的な包括的経済連携を参照）。

③アジア太平洋経済協力（APEC）

APEC は、日本と豪州が主導して 1989 年に創設したアジア太平洋における地域協力枠組みである。1994 年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーを 2010 年（途上エコノミーは 2020 年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目指して掲げた（ボゴール目標）。

2010 年には、我が国は APEC 議長として一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010 年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020 年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+3、ASEAN+6、及び環太平洋パートナーシップ（TPP）等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAP の実現の過程において、APEC は、FTAAP に含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAP の育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。

2016 年の閣僚会議・首脳会議では、地域経済統合の推進、零細・中小企業の近代化等に関する議論が行われた。地域経済統合の推進については、FTAAP の最終的な実現に向けたコミットメントを再確認するとともに、

2014 年から開始された「FTAAP の実現に関連する課題にかかる共同の戦略的研究」を承認し、同研究に係る提言を「FTAAP に関するリマ宣言」として採択した。

2017 年の閣僚会議・首脳会議では、ルールに基づいた、自由で、開かれた、公正で、透明かつ包摂的な多角的貿易体制への支持や、レベル・プレイング・フィールドを広げ、市場歪曲措置を是正し、スタンドスティルを 2020 年まで延長する約束をし、あらゆる「不公正な貿易慣行」を含む保護主義に対抗すること、WTO の機能改善に向け協同することへのコミット等が確認された。また、質の高いインフラに関連する「インフラ開発・投資のピアレビュー及び能力構築」の進展や「インフラ開発・投資の質に関するガイドブック」の改定開始が歓迎された。

2019 年 APEC 首脳会議はチリの国内情勢を理由に中止となったが、同年 12 月にシンガポールにおいて最終高級実務者会合 (CSOM) が開催され、主な成果文書として 3 つのロードマップ (①女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ、②海洋ごみロードマップ、③違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業と戦うためのロードマップ) が承認されるとともに、議長チリが「APEC ホストエコノミー首脳 (注：チリ大統領) による声明」を発出した。

2020 年は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックを受け、5 月 APEC 議長のマレーシアの主導により「APEC 貿易担当大臣による新型コロナウイルス感染症に関する共同声明」を発出した。これは、市場の維持、緊急的に措置された貿易制限措置は WTO ルールに整合的であるべきといった内容を含むものである。7 月に開催された貿易担当大臣会合では、WTO 改革に向けた支持、自由で開かれた貿易・投資及びサプライチェーンの強靱化とデジタルソリューションの重要性及びコロナ危機からの回復について議論が行われ、「APEC 貿易担当大臣声明」及び附属書として「必要不可欠な物品の流れの円滑化に関する宣言」を発出した。11 月に開催された閣僚会議・首脳会議では、ポスト・コロナに向けた対応、多角的貿易体制の維持強化や WTO 改革への支持に関する議論が行われ、3 年ぶりに閣僚声明、首脳宣言を発出すると共に、ボゴール目標後の APEC の方向性を示す文書として、①貿易・投資、②イノベーションとデジタル化、③力強く、均衡ある、安全で、持続可能かつ包摂的な成長を柱とする「APEC プトラジャヤ・ビジョン 2040」を採択した。

2021 年は、ニュージーランドが APEC の議長を務めた。6 月の APEC 貿易担当大臣会合 (テレビ会議) では、パンデミックへの対応に向けて「コロナワクチン・サプライチェーンに係る宣言」「必要不可欠な物品の移動を支援するサービスの宣言」を発出した。また、同年 11 月の APEC 閣僚会議・首脳会議 (テレビ会議) では、新型コロナウイルス感染症からの経済回復を加速させるための APEC の連携や、ポスト・コロナ時代の経済成長のあり方等について議論が行われ、ワクチンの普及促進、自由で公正な貿易投資環境の促進、FTAAP アジェンダの作業の推進、気候変動への具体的な行動の必要性、エネルギー強靱性・エネルギー移行の推進等をまとめた首脳声明・閣僚声明をとりまとめた。また、「APEC アオテアロア行動計画」が採択された。

2022 年は、タイが APEC 議長を務めた。5 月の APEC 貿易担当大臣会合では、「新型コロナウイルス以降のアジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP)」に加え、「多角的貿易体制の支持」や「コロナ後の貿易投資・持続可能な成長」について議論した。また同年 11 月の APEC 閣僚会議・首脳会議では、「多角的貿易体制の支持」や「コロナ後の貿易投資・持続可能な成長」が議論され、首脳宣言と閣僚共同声明がそれぞれ発出されるとともに、首脳会議では持続可能な経済成長を可能とする BCG 経済モデルを実現するための「BCG 経済に関するバンコク目標」が採択された。

2023 年は、米国が APEC 議長を務めた。5 月の APEC 貿易担当大臣会合では、「多角的貿易体制の支持」や「持続可能で包摂的な貿易の促進」について議論した。また同年 11 月の APEC 閣僚会議・首脳会議では、アジア太平洋地域の持続的な成長に向けた、「自由で公正な経済秩序の構築」や、「イノベティブな環境の実現」について議論され、会議成果文書として、APEC 閣僚共同声明が採択された他、ウクライナ・中東情勢に関して議長声明が発出された。

2024 年は、ペルーが APEC 議長を務めた。5 月の APEC 貿易担当大臣会合では、「WTO の全ての機能の改革・強化」や「質の高いインフラ開発及び投資の重要性について議論した。同月には、APEC 初の貿易・女性担当大臣会合も開催され、「貿易を通じた女性の経済的な能力向上」や「多様な背景を持つ女性の経済及び貿易への完全で平等な参加」について議論した。また同年 11 月の APEC 閣僚会議・首脳会議では、

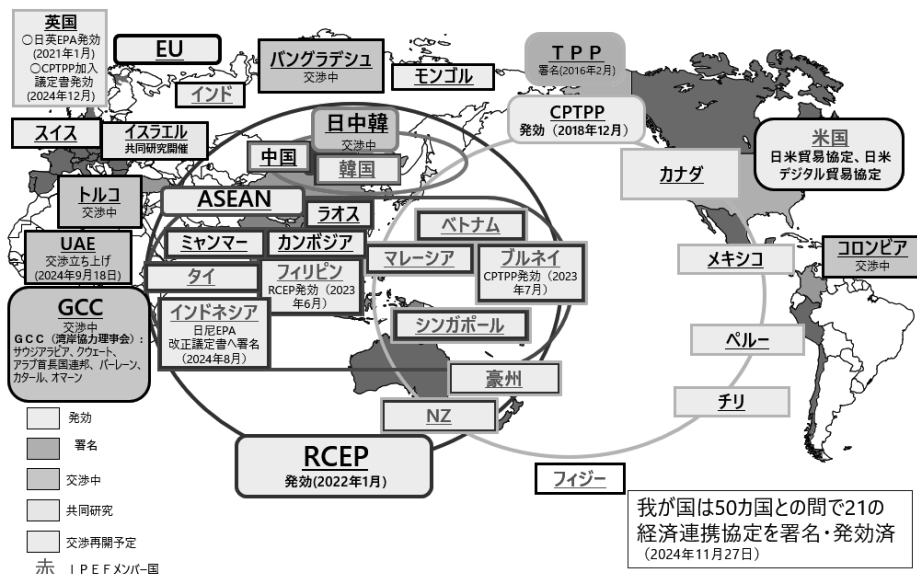
「自由で開かれた、貿易・投資の促進やWTOを中核とする多角的貿易体制の支持」について議論がなされたほか、「脱炭素化等のエネルギー移行、包摂的デジタル経済の促進、女性のエンパワーメントの重要性」が共有された。首脳によるマチュピチュ宣言と閣僚共同声明がそれぞれ発出されるとともに、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）アジェンダの新たな視点に関するイチマ声明」および「フォーマルかつグローバルエコノミーへの移行を促進するリマ・ロードマップ（2025－2040年）」が採択された他、ウクライナ・ガザに関して議長声明が発出された。

3. 我が国における経済連携の取組

我が国は現在、主要な貿易相手国を含む幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2025 年 2 月現在、21 の EPA/FTA 等が署名/発効している。また、2023 年 7 月には、CPTPP 締約国および英国が英国加入議定書および関連文書に署名し、2024年12月には、同加入議定書が発効したほか、日中韓FTA、日トルコEPA、日コロンビア EPA、日バングラデシュEPA、日GCCPEA、日UAEPEAの交渉を推進中である。

本節では発効済及び交渉中の日本の経済連携協定等、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。

日本の経済連携の推進状況



(1) 背景

21 世紀に入り新興・途上国を巻き込みながら世界経済は急速に発展してきた。世界の貿易構造に目を向けると、我が国を含め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが構築されている。具体的には、我が国や韓国、ASEAN において生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU 等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる⁵。この東アジアでのサプライチェーンの発展にとともに、各国は貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、例えば米国や韓国は、ドーハ・ラウンドの停滞を受けて、近年、主要貿易国との間で高いレベルの FTA 交渉を推進しており、署名済/発効済の FTA の相手国との貿易額が自国の貿易総額に占める割合（いわゆる「FTA 等カバー率」）は米国で約 46%、韓国は

⁵ IMF World Economic Outlook October 2022 より計算

約 78% となっている。我が国にとって WTO ドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要ではあるが、確実に EPA 等による経済連携も進めている。RCEP 発効により、我が国の FTA 等カバー率は約 79% に達した。⁶

2010 年秋に我が国が TPP に対する関心を表明⁷して以降、EU との EPA や日中韓 FTA に向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6 等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このように EPA は相互に推進力となるものであり、引き続き、世界の主要貿易国との経済連携に向けた取組を、精力的に進めていくことが重要である。日本は、RCEP、CPTPP、日 EUEPA 等の発効を通じ、自由で公正な貿易・投資ルールの構築を主導してきた。

こうしたハイレベルのルールについて、アジア太平洋地域での実効性を確保するとともに、域外への拡大を模索することが求められる。

	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	AJCEP	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	豪州	モンゴル	CPTPP	EU	英国	RCEP
関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
AD、相殺措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
セーフガード	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易の技術的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス貿易	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自然人の移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
競争	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エネルギー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
労働	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
環境	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電子商取引	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国家間における紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ビジネス環境整備	-	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-

（２）我が国の署名・発効済みEPA/FTA等について

我が国は、2023 年 2 月現在、21 の EPA/FTA 等を署名済みであり、そのうち 20 が発効済である。これらの国や地域との間では、我が国企業は輸出入の際に通常よりも低い関税率（EPA 税率）を適用する事ができる。また、サービス業を行う際の規制を緩和・撤廃、投資環境の整備、ビジネス環境の整備に係る協議の場の設置等を通じ、貿易・投資相手国におけるビジネス環境が改善する。カバーされている分野は協定ごとに異なり、署名・発効済みの協定が扱っている分野は上記のとおり整理できる（分野の整理は本報告書第Ⅲ部の章立てに従った。なお、規定の詳細に関しては本報告書第Ⅲ部第 1 章以降該当箇所を参照のこと）。

日本の EPA/FTA の歴史は日シンガポール EPA に遡る。2002 年の 11 月の発効後、他の ASEAN 諸国に対し日本との EPA/FTA 締結への関心が喚起された。2005 年 4 月には日メキシコ EPA が発効、2008 年には日本にとって初の広域 EPA となる、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定が発効した。その後もさらに 11 の EPA 等が発効している。以下、署名済・発効済 EPA 等について概説する。

①日シンガポール EPA

2002 年 1 月 13 日に署名し、同年 11 月 30 日に発効した。本協定は、我が国最初の経済連携協定として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術（ICT）や貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させるものである。なお、2006 年 4 月に開始された協定見直し交渉が 2007 年 3 月に議定書署名、同年 9 月に発効に至り、更なる自由化が図られている。シンガポール側は改正前に引き続き貿易額の 100% の関

⁶ 貿易額データ出典：通商白書2024

⁷ 菅総理（当時）は 2010 年 10 月に第 176 回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。

税が撤廃され、日本側は改正により貿易額の約 95% の関税が撤廃された（10 年以内の自由化率）。

②日メキシコ EPA

2002 年 11 月より交渉を開始し、2005 年 4 月 1 日に発効した。本協定により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（2001 年時点で約 16%）の大部分を含む、我が国からメキシコへの輸出額の約 98% が協定発効後 10 年以内に撤廃された。我が国のメキシコからの市場アクセスについては、メキシコからの輸入額の約 87% が協定発効後 10 年以内に撤廃された。また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。なお、2009 年に 4 月に協定見直し交渉が開始され、2012 年 4 月に発効した。これにより、市場アクセスが更に改善し、認定輸出者による原産地申告制度等が導入された。

③日マレーシア EPA

2004 年 1 月より交渉を開始し、2006 年 7 月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。物品、原産地、サービス、投資、貿易の技術的障害に関する協定（TBT）、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPA の執行が進んでいる。物品分野では、協定発効後 10 年かけて、我が国からマレーシアへの輸出額の約 99%、我が国のマレーシアからの輸入額の約 94% が無税となった。

④日チリ EPA

2006 年より交渉を開始し、2007 年 9 月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進しており、また、我が国にとって銅をはじめとする鉱物資源の重要な供給国でもある。チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、当時既に約 50 か国との間で FTA を締結しており、我が国としては、FTA 締結済みの他国に劣後しない日系企業活動環境の確保が重要であった。本協定の締結により、日本企業による対チリ貿易・投資環境が改善し、日本から南米地域への経済進出拠点が強化された。物品分野では、協定発効後 10 年以内に、我が国の対チリ輸出額の 99% 以上が無税に、我が国のチリからの輸入額の約 91% が無税となった。

以後、両国の関税コード（HS コード）の適合化、特定品目の市場アクセス改善、両国の経済連携に関する方針の意見交換等を目的として、日・チリ EPA 委員会及び物品の貿易に関する小委員会が開催されており、2017 年 10 月に日・チリ EPA 第 4 回委員会が開催された。

また、事業者の利便性の向上のため、2024 年 2 月 5 日より日本商工会議所が発給する原産地証明書が紙原本での発給から Portable Document Format（PDF）ファイルでの発給に変更された。

⑤日タイ EPA

2004 年 2 月より交渉を開始、2007 年 11 月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行った結果、協定発効後 10 年以内に、我が国からタイへの輸出額の約 97%、我が国へのタイからの輸入額の約 92% が無税となった。タイは、ASEAN 内では最大級の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であったため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第 1 位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており（2025 年 2 月現在、日本商工会議所加盟数が 1665 社と ASEAN で最大級）ASEAN における日本企業の中核的な生産拠点であるため、本協定による製造業関連の投資・サービスの規制を強化しない約束及び緩和の約束もメリットがある。加えて、これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2021 年までに 710 回開催しており成果が出始めている。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。

また、事業者への利便性向上を図るため、2022 年 1 月 1 日には改正された附属書 II 及び運用上の手

統規則が発効し、これまで HS2002 に基づいていた品目別規則（PSR）が HS2017 に基づくものに変更され、さらに日本商工会議所が発給する原産地証明書が紙原本での発給から PDF ファイルでの発給に変更された。

⑥日インドネシア EPA

2005 年 7 月より交渉を開始、2008 年 7 月に発効した。

本協定により、協定発効後 10 年以内に、我が国からインドネシアへの輸出額の約 90%（鉄鋼の特定用途免税を含めると実質 96% 前後）、我が国へのインドネシアからの輸入額の約 93% が無税となった。関税の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されているのが特徴である。なお、本協定に基づき、2008 年 8 月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数等の詳細は第 3 章「人の移動」に記載）。

また、2015 年 5 月より協定の改正交渉が開始され、2023 年 12 月の日インドネシア首脳会談にて大筋合意された。主な改正内容は、自動車及び鉄鋼・鉄鋼製品の関税撤廃・引下げ、鉄鋼等の特別な免税制度の改善や電子商取引章の導入等。2024 年 8 月、署名済。2025 年 2 月現在、発効に向け調整中。

⑦日ブルネイ EPA

2006 年 6 月より交渉を開始し、2008 年 7 月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要な エネルギー供給国のひとつである。日ブルネイ EPA では我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズムを規定し、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。なお、物品分野では、協定発効後 10 年以内に、我が国、ブルネイともに相手国からの輸入額の 99% 以上が無税となった。

⑧日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定

ASEAN 全体との EPA である日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定は、2004 年 11 月の首脳間での合意に基づき 2005 年 4 月より交渉を開始、2008 年以降順次発効しており、現在はすべての参加国との間で発効している。サービス・投資章については 2010 年 10 月より交渉が行われ、3 年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013 年 12 月の日 ASEAN 特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された後、残された技術的論点の調整を行った。

2017 年 11 月の日 ASEAN 経済大臣会合において、AJCEP 協定のサービス貿易・投資に係る改正議定書について、閣僚レベルの交渉終結に合意した。2019 年 2 月から 4 月に持ち回りで署名を行い、2020 年 8 月に、既に国内手続が完了していた日本、ラオス、ミャンマー、シンガポール、タイ及びベトナムの間で発効し、次いで 10 月にブルネイが発効した。2021 年に入りカンボジア、フィリピン、マレーシアでも発効し、2022 年 2 月 1 日にはインドネシアでの発効を受けて、全加盟国で改正議定書が発効した。本改正議定書は、カンボジア、ラオス及びミャンマーとの関係で、サービスの貿易及び人の移動に係る初めての経済連携協定（EPA）となるほか、これまでの ASEAN 各国との二国間 EPA 等にはない規定や自由化約束が含まれている。

AJCEP 協定は、日本とASEANを1つのエリアとして、人口 7.9 億人、エリア内の名目 GDP 8 兆 5 百億ドル（2020 年）の自由な経済圏を構築するものであり、ASEAN は依然として我が国との貿易・投資関係が東アジアで深く、重要な地域である。更なる経済関係の深化の観点、また、既存投資により蓄積された ASEAN の資産を有効活用する観点から、非常に重要な意義がある。更に、AJCEP 協定は我が国と ASEAN 各国との二国間 EPA とは法的な優先関係が存在しない全く別個の協定であり、日本とASEAN 各国との二国間 EPA では対応が不十分な、日・ASEAN ワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競

競争強化に資する。物品分野では、我が国からASEANへの輸出総額の約 91%、我が国への ASEAN からの輸入総額の約 93% が、協定発効後 10 年以内に無税化された。また、AJCEP では、日 ASEAN 間での原産地の累積規定を設けており、例えば、ASEAN の A 国から輸入された部品（原産材料）を用いて日本で製造される製品を別の ASEAN の B 国に輸出する場合において、二国間の EPA では原産地規則を満たせないケースでも、AJCEP では日本と A 国の双方の原産性を考慮することができるので、原産地規則を満たしやすくなる。日本と ASEAN 域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとって AJCEP 協定は非常に重要であり、また、改正議定書により投資、サービス分野でもASEANと我が国の経済関係がこれまで以上に緊密になっていく。

なお、2022 年 8 月には、AJCEP 合同委員会において改正附属書Ⅱが採択され、2023 年 3 月 1 日より HS2017 に基づく品目別規則（PSR）が発効した。

⑨日フィリピン EPA

2004 年 2 月より交渉を開始、2008 年 12 月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間 EPA である本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。物品分野では、協定発効後 10 年以内に、我が国からフィリピンへの輸出額の約 97%、我が国のフィリピンからの輸入額の約 92% が無税となった。また、本協定により、2009 年 5 月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている（入国者数等の詳細は第 3 章「人の移動」に記載）。

⑩日スイス EPA

2007 年 1 月に交渉開始を決定し、2009 年 9 月に発効した。日スイス EPA は我が国にとって欧米先進国との初の EPA であり、物品貿易における質の高い自由化を実現した。物品分野において、協定発効後 10 年以内に、スイスの我が国からの輸入については、主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む輸入額の約 99% の無税化、我が国のスイスからの輸入については、輸入額の約 99% の無税化が達成された。我が国の EPA では初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度を導入するとともに、電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。

⑪日ベトナム EPA

2007 年 1 月より交渉を開始し、2009 年 10 月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間 EPA となる。

EPA 交渉の開始前より、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業によるベトナムへの投資は増加していたものの、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が課題となっていた。本協定の締結により、ベトナムは、物品貿易分野において、現地製造業が生産に必要な部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行い、中国 ASEAN FTA、韓国 ASEAN FTA では譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本は鉱工業品分野でほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。その結果、日本からベトナムへの輸出額の約 88%、日本へのベトナムからの輸入額の約 95% が発効後 10 年間で無税になった。人の移動分野では、ベトナム人 IT 技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内で IT 技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護福祉士については、将来的な受入れの可能性に関する協定発効後の協議の結果、2011 年 10 月の日ベトナム首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012 年 6 月に発効した。また、協定において、裾野産業育成の協力等を行うことも規定されている。

⑫日インド EPA

2007 年 1 月に交渉を開始し、2011 年 8 月 1 日に発効した。

インドは我が国からの輸出品の殆どに対して高関税を課していたことから、関税撤廃により、我が国進出

企業の自由な調達活動が可能となった。投資・サービス分野では、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが可能となった。インドへの輸出における主要品目とその関税率（2011年時）は、自動車部品（10%）、鉄鋼製品（5%）、織機（7.5%）などであったが、交渉の結果、自動車部品は、発効後10年、鉄鋼製品は5年、織機は10年で撤廃となった。全体としては、インドは我が国からの輸入の約90%、我が国はインドからの輸入の約97%が協定発効後10年間で無税となった。

⑬日ペルーEPA

2009年4月に開催された日ペルー首脳会談にて、日ペルーEPA交渉開始が合意され、2009年5月に交渉開始し、2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テレビ（9%）などであったが、交渉の結果、自動車については即時～発効後10年で関税撤廃、バイクについては発効後9年で撤廃、テレビは即時撤廃となり、協定発効後10年間で我が国、ペルーともに、相手国からの輸入額の99%以上について関税が撤廃された。

⑭日豪EPA

2007年4月より交渉を開始し、2015年1月に発効した。

豪州は我が国にとって天然ガスなどのエネルギー資源供給国として重要な国である。我が国から豪州への輸出額の3割未満であった無税品目の割合が、本協定発効時に直ちに8割を超える水準になり、残りも発効後8年目までにはほぼ全てが関税撤廃され、我が国から豪州への輸出額の99%以上の関税が協定発効後10年間で撤廃される。特に、我が国からの輸出の約半分を占める自動車分野（MFN税率5%）では、豪州への完成車輸出額の約75%が即時に関税撤廃され、残る完成車も、発効後3年目（2016年4月）には関税が全て撤廃された。なお、我が国の豪州からの輸入については、協定発効後10年間で輸入額の約94%の関税が撤廃される。

関税以外でも、天然ガス・石炭など資源・エネルギーの安定供給確保、投資・サービスの自由化、電子商取引・政府調達のルール整備、知的財産の保護など、幅広い分野で高い水準の合意を実現している。

⑮日モンゴルEPA

2012年3月に交渉を開始、2014年7月に大筋合意に至り、2015年2月に署名、2016年6月に発効した。豊富な天然資源に恵まれるモンゴルと我が国の関係は極めて緊密かつ重要であり、本協定は、今後の両国間の貿易・投資を促進するための重要な枠組みである。また日モンゴルEPAはモンゴルにとって初めてのEPA/FTAとなり、2010年11月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」を一層強化するための重要なステップとなった。物品分野では、モンゴルは我が国からの輸入額の約96%、我が国はモンゴルからの輸入額の100%を協定発効後10年間で無税とすることとした。

⑯環太平洋パートナーシップ（TPP）（署名済）

我が国は、2010年11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」（以下「基本方針」）を閣議決定し、12月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。その後、2011年11月の総理の会見において、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明され、翌2012年1月からTPP交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を開始した。

2013年3月15日には安倍総理が記者会見を行い、我が国としてTPP交渉に参加することを表明した。

同年4月にTPP参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が11か国から承認され、7月24日に、日本はマレーシアで開催中の第18回交渉会合の途中から交渉に正式に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日に署名がなされた。

日本国内においては、TPP協定及び関連法案は、2016年3月8日に国会に提出され、2016年12月9日にTPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017年1月20日、協定の寄託国であるニュージーランドに対し、TPP協定原署名国12か国の中で最も早く国内手続完了の通報を行

った。⁸

⑩環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）（発効済）

< CPTPP の成立経緯 >

2017 年 1 月に、米国トランプ大統領は前述の TPP から離脱することを参加各国に通知した。その後、3 月に米国を除く 11 か国がチリに集まり、閣僚会合を開催した。閣僚会合では、① TPP の戦略的・経済的意義を再確認すること、② 5 月の APEC 貿易大臣会合の機会を利用して閣僚が再び会合を行う準備をするために、政府高官による会合を行い協議すること等を盛り込んだ共同声明を発出した。

共同声明を踏まえた事務レベルでの交渉の後、5 月にベトナム・ハノイで開催された APEC 貿易大臣会合の機会に TPP 閣僚会合が開催された。閣僚会合では、①早期実現に向けた選択肢を検討すること、②そのために、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を政府高官に指示すること、③選択肢の検討は 11 月の APEC 首脳会合までに終了させること等が盛り込まれた共同声明が発出された。

11 月にはベトナム・ダナンにおいて TPP 閣僚会合が開催された。9 日の閣僚会合において、新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意（大筋合意）し、翌 10 日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成した。閣僚声明には① 11 か国による TPP（以下 CPTPP）について合意に達したこと、② CPTPP が、TPP の高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた。

翌 2018 年 1 月には、東京で首席交渉官会合が開かれ、CPTPP の協定文が最終的に確定するとともに、チリにおいて署名式を行うことに各国が合意した。

2018 年 3 月、チリ・サンティアゴにおいて CPTPP 協定の署名が実現した。その後、6 月にメキシコが寄託国であるニュージーランドに対して国内手続の完了を通報した。続く 7 月に日本、シンガポール、10 月にニュージーランド、カナダ、オーストラリアが、それぞれ国内手続の完了をニュージーランドに通報し、協定に定める発効に必要な 6 か国の国内手続が完了した。ベトナムは同年 11 月に国内手続を完了した旨を、ニュージーランドに通報した。

2018 年 12 月、CPTPP はメキシコ・日本・シンガポール・ニュージーランド・カナダ・オーストラリアの 6 か国間で発効。その後、2019 年 1 月にはベトナム、2021 年 9 月にペルー、2022 年 11 月にマレーシア、2023 年 2 月にチリ、同年 7 月にブルネイについて発効した。

関税撤廃率（品目数ベース）は、日本側約 95%、相手国側約 99 ～ 100% となった（カナダ、メキシコ、ペルーは 99%、それ以外の相手国は 100% の関税撤廃率）。

< TPP 委員会 >

CPTPP 協定の発効後、協定 27 章 1 条及び 4 条に基づき、協定の実施・運用等の検討や締約国の連携の定期的見直し等を目的とした TPP 委員会が 2019 年 1 月から 2024 年 11 月まで、8 回開催された。

2024 年 11 月には第 8 回 TPP 委員会が開催され、コスタリカの加入作業部会設置が決定されたほか、CPTPP が貿易協定の「ゴールドスタンダード」であり続けるためにも、協定の一般的な見直しを着実に進めていることが報告された。

< CPTPP への加入要請 >

2021 年 2 月、英国が加入要請を通報した。我が国は、2021 年の TPP 委員会の議長国として、ハイスタンダードかつバランスの取れた CPTPP の進化及び拡大に向けて議論をリードしていく旨を表明した。

2021 年 9 月以降、第 1 回英国加入作業部会が開催され、英国から本協定の義務の遵守について説明を聴取した。2022 年 2 月に第 1 回英国加入作業部会が終了し、2023 年 3 月に英国の加入交渉が実質妥結した。その後、2023 年 7 月にニュージーランド・オークランドで行われた第 7 回 TPP 委員会において英国加入議定書に署名。2024 年 12 月に同議定書が発効した。

2021 年 9 月に中国、台湾、12 月にエクアドル、2022 年 8 月にコスタリカ、12 月にウルグアイ、2023

⁸ なお、米国は、2017 年 1 月 30 日に、TPP 協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及び TPP 加盟国各国に対して発出した。

年5月にウクライナが、2024年9月にインドネシアが、それぞれ寄託国であるニュージーランドに対して加入要請を通報した。

我が国としては、加入要請エコノミーが協定の高い水準を完全に満たすことができ、加入後の履行においても満たし続けていく意図と能力があるかについて適切に見極め、戦略的観点や国民の理解も踏まえて他の CPTPP 参加国とも議論して対応していく。

※前述の通り、第8回TPP委員会において、コスタリカの加入作業部会設置が決定。

⑩日 EU・EPA

日本と EU は、世界の人口の約1割、貿易額の約3割、GDP の約2割を占める重要な経済的パートナーであり、日 EU・EPA は、日 EU 間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りに寄与するものといえる。

2013年3月に行われた日EU 首脳電話会談において、日 EU・EPA 及び戦略パートナーシップ協定（SPA）の交渉開始に合意した。交渉において、日本側は EU 側の鉱工業品等の高関税の撤廃（例：乗用車10%、電子機器最大14%）や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望。他方、EU 側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置（自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野）への対応、地理的表示（GI）の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。その後、2018年7月に署名、同年12月に日 EU 双方は本協定発効のための国内手続を完了した旨を相互に通告し、2019年2月に発効した。関税撤廃率は日本側約94%、EU 側約99%（いずれも品目数ベース）となった。なお、投資保護規律及び投資紛争解決手続については別途協議を継続している。

2023年4月、本協定の下で、林外務大臣、ドムブロウスキス欧州委員会上級副委員長兼貿易担当欧州委員を共同議長として、第4回合同委員会がブラッセルで開催され、電子データの自由な流通に関する規定を同協定に含めるための交渉の進展を確認するとともに、地理的表示（GI）や規制協力、政府調達、貿易と持続可能な開発の分野に係る進捗を確認した。加えて、日本からは、EU による日本産食品等に対する輸入規制の早期撤廃を改めて強く要請した。それ以降、事務レベルにおいても12分野の専門委員会・作業部会が設置、開催されている。

また、2023年7月の第29回日EU 定期首脳協議の共同声明にて、EPA の着実な実施について合意した。

2024年1月、「データの自由な流通に関する規定」を含めることに関する日EU・EPA改正議定書が署名され、同年7月1日に発効した。

⑪日英EPA

英国の EU 離脱に伴う移行期間が2020年12月末に終了し、2021年から日EU・EPA が英国に適用されなくなることを踏まえ、我が国は日本企業のビジネス継続性を確保することを目的として2020年6月に日英 EPA 交渉を開始し、英国との日EU・EPA に代わる新たな貿易・投資の枠組みの構築を目指した。

新型コロナウイルス感染症の影響により交渉の大半をオンライン会議にて実施し、同年9月に大筋合意、同年10月には、茂木外務大臣とトラス国際貿易大臣により署名が行われた。その後両国議会での承認を終え、翌2021年1月に発効した。英国にとって日英 EPA は EU 離脱後、主要先進国の中で初めて新規に締結された EPA となった。

日英 EPA では日 EU・EPA の高い水準の関税撤廃率（日本側約94%、EU 側約99%（いずれも品目数ベース））を維持しつつ、鉄道車両・自動車部品等の一部品目において英国市場へのアクセスを改善したほか、ルール面においても電子商取引・金融サービス等の一部の分野でより先進的かつハイレベルなルールを規定した。

②地域的な包括的経済連携（RCEP）

地域的な包括的経済連携（RCEP）については、2012 年 8 月の ASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、ASEAN と日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドの 16 ヶ国で「RCEP 交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11 月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意し、同年 11 月の ASEAN 関連首脳会合において RCEP 交渉の立上げが宣言された。以来、3 回の首脳会議、19 回の閣僚会合及び 31 回の交渉会合を経て、2020 年 11 月の第 4 回 RCEP 首脳会議の機会にインド以外の 15 カ国により署名に至った。

インドは、交渉開始当初からの参加国であったが、2020 年に入ってから RCEP 交渉会合に不参加となり、RCEP 協定への署名にも参加しなかった。しかしながら、RCEP 協定署名の際、RCEP 協定署名国は、RCEP 協定がインドに対して開かれていることを明確化する「インドの RCEP への参加に係る閣僚宣言」を発出し、インドの将来的な加入円滑化や関連会合へのオブザーバー参加容認等を定めた。

2022 年 1 月、RCEP は日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、中国、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナムの 10 カ国間で発効し、2022 年 2 月には韓国、2022 年 3 月にはマレーシア、2023 年 1 月にはインドネシア、2023 年 6 月にはフィリピンについて発効した。

RCEP は世界 GDP、貿易総額及び人口の約 3 割、我が国の貿易総額のうち約 5 割を占める地域の経済連携協定であり、地域の貿易・投資の促進及びサプライチェーンの効率化に向けて、市場アクセスを改善し、発展段階や精度の異なる多様な国々の間で知的財産、電子章取引等の幅広い分野のルールを整備するものである。関税撤廃率は RCEP 協定参加国全体で 91%（品目数ベース）となった。

また、運用方法に関して、日本が締結している多くの EPA では原産地証明書が紙原本で発給されているが、RCEP においては、発効時から日本で発給する原産地証明書は原則 PDF ファイルで発給するなど利便性向上に向けた対策を講じている。さらに、2022 年 6 月に、RCEP 合同委員会において、HS2022 により置き換えられた品目別規則（PSR）が採択され、2023 年 1 月 1 日より運用が開始されている。

（３）我が国が交渉中の EPA/FTA 等について

本項では、我が国が交渉中の EPA/FTA 等について概説する。現在、日本は日中韓 FTA に加え、トルコ、コロンビア、バングラデシュ、GCC、UAE とも交渉中である（日カナダ EPA、日韓 EPA の交渉は 2022 年 2 月時点で交渉中断中）。以下、これらの背景とともに、現在行われている交渉をそれぞれ概説する。

①日中韓 FTA（交渉中）

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の 21.3%、5.3% を占めており、我が国にとって第 1 位、第 3 位の貿易相手国となっている（2019 年、財務省貿易統計による）。

2003 年から日中韓 FTA に関する民間共同研究が行われ、2009 年には共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、日中韓 FTA 産学官共同研究を実施することが合意された。その後、2011 年 12 月に 3 か国による日中韓 FTA 産学官共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は 2012 年 5 月の日中韓サミットに報告され、3 か国の首脳は、2012 年内の交渉開始につき一致し、同年 11 月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓 FTA の交渉開始が宣言された。2013 年 3 月の第 1 回交渉会合以降、16 回の交渉会合が開催されている。2024 年 5 月、第 9 回日中韓サミットにおいて、交渉を加速していくための議論を続けることを確認。その後の 2025 年 3 月に開催された日中韓経済貿易大臣会合においても同様に、交渉を加速していくための議論を続けることで一致している。なお、第 10 回日中韓サミットは日本で開催される予定となっている。

②日コロンビア EPA（交渉中）

2011 年 9 月、日コロンビア首脳会談において日コロンビア EPA の共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011 年 11 月から 2012 年 5 月まで共同研究が行われ、2012 年 7 月に報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012 年 9 月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開催することで一致し、同年 12 月に第 1 回交渉会合が開催されて以降、2015 年 9 月までに 13 回の交渉会合が開催された。

2016 年 11 月に行われた日コロンビア首脳会談において、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

③日トルコ EPA（交渉中）

トルコと我が国とは、2012 年 7 月に第 1 回日・トルコ貿易・投資関係会合を開催し、日トルコ EPA の共同研究を立ち上げることにつき合意した。その後共同研究を経て、2014 年 1 月に行われた日トルコ首脳会談にて、両国は EPA 交渉を開始することで一致し、同年 12 月に第 1 回交渉会合を開催、2022 年 2 月までに計 17 回の交渉会合を開催した。

日トルコ EPA によって、他国の競合相手との競争条件の平等化が図られれば、トルコへの日本企業の輸出が後押しされるとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしてのトルコの投資環境関連制度の改善が図られる。

④日バングラデシュ EPA（交渉中）

日本とバングラデシュ外交関係樹立 50 周年となる 2022 年に、日本政府とバングラデシュ政府は、同年 12 月に「あり得べき日・バングラデシュ経済連携協定（EPA）に関する共同研究」を立ち上げることで一致、その後、2023 年 4 月、7 月及び 9 月の共同研究会合において、幅広い事項につき議論を行い、同年 12 月にその成果をまとめた共同研究報告書を発表した。

共同研究報告書を受けて、2024 年 3 月に EPA 交渉を開始。2025 年 2 月まで 3 回の交渉会合が開催された。

⑤日 GCC・EPA 及び日 UAE・EPA（交渉中）

日 GCC・EPA 交渉については 2009 年以降、交渉が中断されていたが、2023 年 7 月に岸田総理（当時）とジャーセム・アル・ブダイウィ GCC 事務総長との会談において、2024 年の再開に合意。その後、2024 年 12 月に交渉再開後の第 1 回会合が行われた。

日 UAE・EPA については 2024 年 9 月、両国が EPA 交渉を開始することで一致し、同年 11 月に第 1 回交渉会合、同年 2 月に第 2 回交渉会合【P】が開催された。

（４）我が国が共同研究会の立ち上げに合意した EPA/FTA について

①日イスラエル EPA

日イスラエル外交樹立 70 周年となる 2022 年の 11 月に、イスラエルとの間で、あり得べき日・イスラエル経済連携協定（EPA）にむけた共同研究を立ち上げることで一致、2023 年 3 月、8 月、9 月に研究会合を開催した。

（５）その他の経済連携について

①日米貿易協定及び日米デジタル貿易協定

＜日米貿易協定の成立経緯＞

2018 年 9 月の日米首脳会談における日米共同声明において、我が国と米国との間で貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致したことを受け、2019 年 4 月から両国間で交渉を行った。その結果、同年 9 月の日米首脳会談における日米共同声明において、協定が誠実に履行されている間は協定及び共同声明

の精神に反する行動をとらないこと等を確認するとともに協定案文について最終合意を確認した。これを受け、同年 10 月にこの協定の署名が行われた。

＜日米貿易協定の概要＞

世界の GDP の約 3 割（25.5 兆ドル）を占める、日米両国（人口約 4.5 億人）の物品貿易に関する協定。関税撤廃率は、日本側が 84%、米国側が 92%（2018 年の貿易額ベース）。

・工業品関連合意の概要米国側：

（1）自動車・自動車部品：自動車・自動車部品については、米国附属書に「関税の撤廃に関して更に交渉」と明記。

※通商拡大法 232 条の扱いについては、「日米両国は、これらの協定が誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動をとらない」旨を日米首脳共同声明で確認。数量制限、輸出自主規制等の措置を課すことはない旨は閣僚間で確認。

（2）その他の工業品：日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に、工業品（産業機械、化学品、鉄鋼製品等）の関税を撤廃、削減。

日本側：有税工業品は譲許せず。

・農林水産品関連合意の概要米国側：

米国向けの牛肉について、現行の日本枠 200 t と複数国枠を合体。「複数国枠」65,005 t へのアクセスを確保。また、日本からの輸出関心が高い農産品 42 品目の関税撤廃・削減（醤油、ながいも、柿、メロン、切り花、盆栽等）。

日本側：農林水産品に係る日本側の関税について、TPP の範囲内に抑制。具体的には、コメは除外。

TPP において TPP ワイドの関税割当枠数量が設定されている 33 品目（脱脂粉乳・バター等）について、新たな米国枠は設けない。上記以外にも、輸入実績がない品目のほか、全ての林産品・水産品など幅広い品目について、譲許せず。それ以外の譲許品目は、TPP と同内容。発効時から、TPP 11 締約国と同じ税率を適用。

＜日米デジタル貿易協定の成立経緯＞

2018 年 9 月の日米首脳会談における日米共同声明を踏まえ、我が国及び米国は、2019 年 4 月に行われた第 1 回閣僚協議において、デジタル貿易協定の締結に向けた交渉を開始することについて一致した。これを受け、両国間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意をみるに至ったので、2019 年 10 月にこの協定の署名が行われた。

＜日米デジタル貿易協定の概要＞

日本と米国との間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するための法的基盤を確立するとともに、デジタル貿易の分野に関するハイレベルなルールを示すもの。

具体的には、データローカライゼーション要求の禁止・ソースコード及びアルゴリズム開示要求の禁止・特定暗号の使用要求及び暗号情報の開示要求の禁止等が規定されている。

②インド太平洋経済枠組み（IPEF）

世界人口の半数を擁し、世界の活力の中核であるインド太平洋地域において、イノベティブで、包摂的、持続可能な経済成長の実現に向け、世界の GDP 約 4 割を占める 14 カ国が参加するインド太平洋経済枠組み（Indo-Pacific Economic Framework、以下「IPEF」）が 2022 年 5 月のバイデン大統領訪日時に立ち上げられ、同年 9 月に①貿易、②サプライチェーン、③クリーン経済、④公正な経済の 4 つの分野について正式に交渉開始が宣言された。

IPEF の立ち上げから 1 年後の 2023 年 5 月に、交渉が進んでいた IPEF サプライチェーン協定の実質妥結が発表され、また、クリーン経済分野の具体的な協力活動の第一号案件として「IPEF 域内水素イニシアティブ」が立ち上がった。同年 11 月にサンフランシスコにて首脳会合及び閣僚級会合が開

催され、IPEF サプライチェーン協定の署名式が行われたほか、IPEF クリーン経済協定及び IPEF 公正な経済協定等の実質妥結が発表された。その後、2024 年 2 月に IPEF サプライチェーン協定が発効した。2024 年 6 月、シンガポールにて閣僚級会合が行われ、IPEF クリーン経済協定及び IPEF 公正な経済協定等の署名式が行われ、2024 年 10 月に IPEF クリーン経済協定、IPEF 公正な経済協定等が発効した。